

論点に関する検討課題等

「4 再審開始事由」について

第4 再審開始事由

1 刑事訴訟法第435条第6号の規定を改めるか

[検討課題]

(1) 規定を改めることの必要性

- 刑事訴訟法第435条第6号の規定を改めることの必要性について、どのように考えるか。

(2) 白鳥決定・財田川決定の判示の趣旨を明文化することの困難性等

- 刑事訴訟法第435条第6号の「明らかな証拠」の意義及びそれに当たるか否かの判断方法に係る白鳥決定・財田川決定の判示の趣旨を一義的に確定すること自体が困難であるとの指摘について、どのように考えるか。
- 刑事訴訟法第435条第6号の「明らかな証拠」との文言を「事実の誤認があると疑うに足りる証拠」と改めても、明白性の判断方法は明確化されないとの指摘について、どのように考えるか。

(3) 上訴事由との整合性

- 刑事訴訟法第435条第6号の「明らかな証拠」との文言を「事実の誤認があると疑うに足りる証拠」と改めた場合、控訴事由や上告審における職権破棄事由との整合性に問題が生じるとの指摘について、どのように考えるか。

(4) その他

第4 再審開始事由

2 死刑判決について、量刑等に関する事実誤認を再審開始事由とするか

[検討課題]

(1) 再審開始事由とすることの必要性

- 死刑判決について、量刑等に関する事実誤認を再審開始事由とすることの必要性について、どのように考えるか。

(2) 再審開始事由とすることの相当性

- 死刑判決についてのみ量刑等に関する事実誤認を再審開始事由とすると、不公平・不均衡な帰結となるとの指摘について、どのように考えるか。
- 上記の帰結を避けるため、死刑判決に限らず、広く一般の有罪判決について量刑等に関する事実誤認を再審開始事由とすると、幅広く再審請求がなされることとなり、
 - ・ 確定判決による法的安定性が不当に害されるおそれが大きい
 - ・ 再審請求審における迅速な事件処理に支障を生じさせることとなりかねない等の指摘について、どのように考えるか。

(3) その他

第4 再審開始事由

3 手続の憲法違反を再審開始事由とするか

[検討課題]

(1) 再審開始事由とすることの必要性

- 手続の憲法違反を再審開始事由とすることの必要性について、どのように考えるか。

(2) 再審制度の目的や他の再審開始事由との整合性

- 現行の再審制度においては、確定した有罪判決の事実認定の誤りを是正することを目的として、有罪判決の確定後に新証拠の発見等の事情の変更があり、かつ、その事実認定を覆すに足りる蓋然性が認められる場合に限り、再審開始事由とされていると考えられることとの整合性について、どのように考えるか。

(3) 非常上告制度との関係

- 判決が確定した事件に係る審判手続の法令違反を是正するための制度として、非常上告制度が設けられていることとの関係について、どのように考えるか。

(4) 迅速な事件処理への影響

- 新証拠がなくても、手続の重大な違法を主張するだけで再審請求ができることとなるため、再審請求が激増し、再審請求審における迅速な事件処理に支障を生じさせることとなりかねない等の指摘について、どのように考えるか。

(5) その他

第4 再審開始事由

4 刑事訴訟法第437条の規定を改めるか

[検討課題]

(1) 規定を改めることの必要性

- 刑事訴訟法第437条ただし書を削除し、「証拠がない」という理由によって確定判決を得ることができない場合であっても、確定判決に代わる証明をして再審の請求ができるようにすることの必要性について、どのように考えるか。

(2) 刑事訴訟法第437条の趣旨との整合性

- 確定判決が得られる証拠はあるものの、確定判決を得るための法的手段をとることができない場合についてまで確定判決による証明を必要とすることは正義に反するという刑事訴訟法第437条の趣旨との整合性について、どのように考えるか。

(3) 再審の請求について確定判決による証明が要件とされていることとの整合性

- 上記のとおり改めると確定判決によらない証明を一般的に許容することとなるところ、刑事訴訟法第435条第1号から第3号まで及び第7号並びに第436条第1項が再審の請求について確定判決による証明を要件としていることとの整合性について、どのように考えるか。

(4) 迅速な事件処理への影響

- 確定判決に代わる証明に用いる証拠については、新規性（刑事訴訟法第435条第6号）が不要であることから、再審請求が大幅に増加し、再審請求審における迅速な事件処理に支障を生じさせることとなりかねないとの指摘について、どのように考えるか。

(5) その他